

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月2日
管理表No.	0209-37 改訂00

項目	コメント内容
計測制御 (第17条)	給排気温度検出器を用いて温度を測定する対象については、別添IP2.3-2（計測制御系統施設）(PDF60)で「給気口と排気口」としているが、一方で、別添IP14（1.6.3 津波防護対策）(PDF21)の代替計測用計測器の説明では「給排気口」としており、この用語の使い分けの考え方を説明すること。

(回答)

計測設備では、温度や圧力といった計測を行う対象物や計測箇所を明確にすることが重要である。

給排気温度検出器について、計測箇所を明確化したい場合には計測箇所を具体的に給気口と排気口と記載しており、別添IP2.3-2（計測制御系統施設）(PDF60)のa.計測設備の構成において、給排気温度検出器に関して、「貯蔵建屋の給気口と排気口の温度を測定するための給排気温度検出器」と記載している。

別添IP14（1.6.3 津波防護対策）(PDF21)では、津波襲来後に代替計測用計測器を用いて給排気温度検出器の代替計測を行えることの説明が目的であることから、検出箇所を明確にすることが必要である。従って、記載を以下のように見直す。（見直し箇所は、PDF21, 284, 403, 1847）

現在の記載：「貯蔵建屋給排気口近傍の温度」

見直し後の記載：「貯蔵建屋の給気口及び排気口の温度」

なお、計測設備における記載として、「給気口と排気口」と「給気口及び排気口」の記載が混在していることから、「給気口及び排気口」に統一する。別添IP14（1.6.3 津波防護対策）(PDF21)以外には、「給排気口」は使用していない。